

被害の拡大を食い止めるために

あなたの通報が、
早期発見・早期対応につながります！

障害者虐待の現場を一般の人が目にすることは少ないのでしょう。そのため、「まさか」「気のせいではないか」とやりすごしてしまい、結果として発見が遅れてしまうことは少なくありません。早期発見のためには、「もしかして？」という、いわゆる「グレーゾーン」の状況での通報が大切です。



- 虐待を発見した場合は、国民のだれもが通報の義務を負っています。
- 通報者の秘密は守られます。

通報の窓口は、市区町村になります

法律の施行に伴って、各市区町村に「障害者虐待防止センター」が設置されます。そのほか、都道府県や市区町村の障害者担当窓口、社会福祉協議会、民生委員などに連絡してもつながります。



お近くの **市町村障害者虐待防止センター** にご連絡ください。

連絡先は、各市町村の障害福祉担当課にお尋ねください。

※こちらでも、ご相談に応じております。

茨城県障害者権利擁護センター

〒310-0851 水戸市千波町 1918番地 茨城県総合福祉会館 2階

電話番号(FAX兼用) **029-353-8663**

平日(月曜日～金曜日) 午前9時から午後5時まで

「障害者虐待防止法」が 施行されました

障害者が安心して暮らせる社会にするために



障害者への虐待は、法律で禁止されています

「障害者虐待防止法」が平成24年10月より施行されました。これにより、障害者への虐待に対して法的な措置を取ることができるようになり、虐待防止に対する国民の理解・意識の向上も期待されます。

- 障害者に対して虐待をしてはいけません
- 虐待を発見した人には、通報をする義務があります
- 学校や病院には、虐待防止の義務があります

茨城県障害者権利擁護センター



植物油インキを使用しています。
G12011

UD FONT 見やすく読みまちがえにくいユニバーサル
デザインフォントを採用しています。

禁無断転載 ©ライズファクトリー

障害者が虐待されているなんて、本当なの!?

障害者の暮らしを支援する公共施設やルールの整備が進み、バリアフリー・ユニバーサルデザインなどへの意識が高まる一方で、障害者に対する虐待事例の報告があとを絶ちません。その多くは、他人の目に触れにくい家庭や施設の内部で起こるために、認知や発見がされにくいのが現状です。また、「絶対にしてはいけないこと」「起こるはずのないこと」という思い込みによる見落としや無関心が、結果的に発覚の遅れにつながっている側面もあります。

障害者とは…

- 身体機能に障害がある(身体障害)
- 知的な発達が遅れている(知的障害)
- 精神疾患がある(精神障害)・発達障害がある
- その他、心身の機能障害がある

これらの障害と
社会的障壁により
日常生活や社会生活に
制限を受ける人

※障害者手帳を持っていない人も含まれます。

障害者虐待は こんなところで 起こっています!

家庭

養護者(世話をしている家族、親族、同居人)などによる虐待

施設

(障害者の通所・入所施設)
サービス従事者などによる虐待

職場

使用者(雇用主)や
職員などによる
虐待

障害者虐待が発覚しにくい理由とは…

虐待する人

- しつけや教育の一環だと思っている
- けがや事故になりかねない行動障害を抑制するために、「やむなく」してしまう
- 支援疲れやストレスに端を発していて、本人に自覚がない



被害者

- 苦しみやつらさを自分で訴えられない
- 虐待されているという自覚・認識がない
- もっと虐待されてしまうという恐怖心から抵抗できない



第三者

- 家庭や施設などの閉ざされた空間で起こっているため気づかない
- 障害者支援にたずさわるような人が虐待などするわけがないと思い込んでいる
- おかしいのでは? と感じながらも、方法がわからず見て見ぬふりをしてしまう



暴力だけが「虐待」ではありません!

障害者に対する虐待は、次の5種類に分類されます。

身体的虐待

- 殴る、蹴る、たばこの火を押しつける、熱湯をかける
- 熱いものや辛いものを無理やり食べさせる
- 戸外に閉め出す、部屋に閉じ込める、縄などで縛る



性的虐待

- 性的暴力、性的行為の強要
- 性器や性交、ポルノ雑誌や映像を無理やり見せる
- 障害者をポルノに出演させる



心理的虐待

- 「バカ」「アホ」など侮辱する言葉を浴びせる
- 怒鳴る、ののしる、悪口を言う
- 差別的な扱いをして自尊心を傷つける



ネグレクト

(意識的に放棄する)

- 食事を与えない
- 必要な治療や衛生管理(通院、着替え、入浴、掃除など)を怠る
- 学校へ行かせない



経済的虐待

- 給料を規定通り支払わない
- 障害年金を渡さない
- 預貯金を本人の意思に反して使用する

こんなサインを見逃さないで!

虐待をしても本人にその自覚がなかったり、障害者自身が申し出ないケースも珍しくありません。周囲の人たちが注意深く観察して、次のようなサインを見逃さないようにしましょう。

- 身体に小さな傷やあざがひんぱんに見られる



- 自傷や、かきむしりなど自らを傷つけるような行為が増える



- おびえた表情をよくしたり、急に不安がったりする



- 突然わめいたり、泣いたりすることが多くなったように感じる



- 急に周りの人に対して攻撃的になる



- 髪や爪が伸びたままだったり、服装がいつも同じだったりする



- 不自然な歩き方をしたり、座位を保つことが困難になる



- 空腹をひんぱんに訴えたり、食事をとっていないように見える



- 人目を避けたり、ひとりで過ごす時間が増えるようになる



- 年金等の収入があるはずなのにお金がないと訴える

